

伊豆の国市公共施設予約システム構築業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、伊豆の国市が発注する伊豆の国市公共施設予約システム構築業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

伊豆の国市公共施設予約システム構築業務

(2) 業務の目的

本市の「公共施設予約システム」を刷新し、デジタル社会における行政課題に対応するとともに、住民がより快適に行政サービスを享受できるようにすることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(4) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

なお、システム整備（運用テスト含む）は、令和8年11月30日までとし、令和8年12月1日のサービス運用開始を原則とする。

(5) 見積限度額

11,315,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

本事業の経費は、上記の金額内で提案すること。また経費の内訳は、下記ア～エを想定する。

ア 公共施設予約システムを構築する経費（オンライン決済連携の構築経費含む。）

イ 公共施設予約システムの運用に係る経費（オンライン決済連携等のシステム連携費用含む。）

※運用期間として令和8年12月1日から令和9年3月31日まで利用可能であること。

ウ システム導入サポート、操作研修に係る経費

エ その他必要な経費

(6) 担当課

伊豆の国市役所 教育部生涯学習課

所在地：〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346 番地の 1

電 話：055-948-1461

F A X：055-948-1470

メールアドレス：syakai@city.izunokuni.shizuoka.jp

3 参加表明書及び提案書を提出するための資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (3) 本件業務と同種の事業活動（公共施設予約システムその他これに類する情報システムの構築又は運用業務をいう。）に関連して、現に係属中の訴訟において被告となっていない者であること。
- (4) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの停止処分などの事実があり、経営状況が著しく不健全でないと認められる者であること。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (10) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属していない者であること。
- (11) 暴力団員又は暴力団員でなくなったその事業活動日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人でない者であること。
- (12) 日本国内の官公庁（一部事務組合を含む）において、本件業務を元請として、過去 5 年以内に完了した 3 件以上の履行した実績を有する者であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この要領において求める要件を満たしていること。

4 日程

日程は次の表のとおりとする。

項目	日程
公告	令和 8 年 4 月 6 日 (月)
質問書の受付期間	令和 8 年 4 月 7 日 (火) 8 時 30 分から 令和 8 年 4 月 13 日 (月) 正午まで
質問書回答の公開	令和 8 年 4 月 16 日 (木)
参加表明書及び参加資格確認書類受付期間	令和 8 年 4 月 20 日 (月) 8 時 30 分から 令和 8 年 4 月 27 日 (月) 17 時 15 分まで
参加資格確認結果通知	令和 8 年 5 月 1 日 (金) 予定
提案書及び参考見積書等受付	令和 8 年 5 月 11 日 (月) 8 時 30 分から 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 17 時 15 分まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 6 月 10 日 (水) 予定
審査結果通知	令和 8 年 6 月 12 日 (金)
契約	令和 8 年 6 月 下旬 予定

5 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書、各種様式等については、伊豆の国市公式ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 7 日 (火) 午前 8 時 30 分から令和 8 年 4 月 13 日 (月) 正午まで

(2) 提出先

2 の (6) 記載の担当課

(3) 提出方法

質問書を所定の様式【様式第 1 号】及び【様式第 1 号 (その 2)】にて電子メールにより表題を「プロポーザルに関する質問 (事業者名)」として提出すること。

電子メール以外の質問 (電話での問い合わせ等) については回答しない。

※作成方法については、別紙「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

(4) 回答

質問及び回答は、取りまとめの上、令和 8 年 4 月 16 日 (木) 午後 5 時までに伊豆の国市公式ホームページにて公開する (事業者名は非公表)。

7 参加表明書及び参加資格確認書類

参加の申込みをする者（以下「参加者」という。）は、参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）の提出により、参加資格を確認するものとし、提出方法等については次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年4月20日（月）午前8時30分から令和8年4月27日（月）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先

2の（6）記載の担当課

(3) 提出方法

直接持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送

(4) 提出書類

提出書類は、次の表のとおりとする。

様式名	部数
【様式第2号】参加表明書	1部
【様式第3号】参加者の概要 ※参考となるパンフレット、資料があれば適宜添付すること。	1部
【様式第4号】業務実績調書 ※参考となるパンフレット、資料があれば適宜添付すること。	1部
【様式第5号】誓約書	1部
契約書の写し（【様式第4号】に記載した業務について）	1部

※作成方法については、別紙「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

8 参加資格確認結果の通知方法

参加資格確認結果の通知は、次のとおりとする。

(1) 方法

参加資格確認結果通知により、郵送にて通知する。

(2) 発送日

令和8年5月1日（金）を予定

(3) その他

選考及び選定結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。

9 提案書及び参考見積書の提出

提案書に記載すべき事項は、仕様書に基づき、提案者の特色を生かした創意工夫のある提案を求める。

提案書【様式第6号】【様式第7号】及び参考見積書【様式第8号】等は、参加資格確

認結果通知で合格を受けた者（以下「提案者」という。）が提出できるものとし、提出方法等は次のとおりとする。

(1) 提出期間

令和8年5月11日（月）午前8時30分から令和8年5月25日（月）午後5時15分まで（必着）

(2) 郵送等宛先（封筒記載のこと）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346 番地の1 伊豆の国市役所
教育部生涯学習課 行

「伊豆の国市公共予約システム構築業務公募型プロポーザル提出書類」 在中

(3) 提出方法

直接持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、又は宅配便で提出すること（提出期限厳守のこと）。

(4) 提出書類

提出書類は、次の表のとおりとする。

様式名	部数
【様式第6号】提案書	1部
【様式第7号】伊豆の国市公共施設予約システム構築業務に関する提案書 ※提案書のページ数に制限はないが、プレゼンテーションの持ち時間30分以内で簡潔な内容とすること。 ※専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載すること。	正本 1部 副本 8部
【様式第8号】参考見積書 ※システム構築及びランニング費用について具体的金額を積算した内訳書（任意様式）を添付すること。	1部
仕様書別紙1（機能要件等一覧）	1部
業務工程表（任意様式）	1部

※作成方法については、別紙「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

(5) その他留意事項

- ①提出期限以降における提案書及び参考見積書の修正及び変更は一切認めない。
- ②提出された提案書及び参考見積書の返却は行わない。
- ③参加に係る提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。
- ④選定した提案書の著作権については、市に帰属するものとする。
- ⑤提出書類等は、評価及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑥契約に至らなかった提案者の提案書については、審査以外の目的に使用しない。
- ⑦提案書の提出において、その内容は実施が担保されるものとし、虚偽が認められた場合は失格とする。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の内容について、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和8年6月10日（水）を予定する。

(2) 詳細事項

会場及び時間帯の詳細は、別途通知する。

(3) その他

- ①提案者側の出席人数は3名までとし、事前に提出した提案書に基づく説明を行う。追加資料の配布は認めない。
- ②説明時間は、準備時間を除き1提案者当たり30分以内とする。質疑応答の時間は、これと別に設ける。
- ③プレゼンテーションに際し、パソコンなどを使用する場合は提案者が用意すること。（プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは生涯学習課で用意する。）
- ④ヒアリング時に虚偽が認められる場合は失格とする。

11 審査選定

市は、伊豆の国市公共施設予約システム構築業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

(1) 本審査

委員会は、提案書の審査及び「10 ヒアリング」に示すヒアリングに基づく審査を行い、各委員の評価点（100点満点）を提案者ごとに合計し、その総合得点が最も高い者から最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

なお、得点が最も高い者が2者以上ある時は、くじにより最終被選定者を選定するものとする。（くじの実施日及び会場等については、別途指示による。）

提案者が1者だった場合は、各委員の評価点を合計し、その総合得点が満点の60パーセント以上であれば合格とする。

(2) 評価項目及び配点

それぞれの評価項目と配点は次の表のとおりとする。

評価項目	評価詳細	配点	
提案書	業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験や専門性を有する業者か ・人員配置等、円滑に業務を実施できる体制か ・発注者との意思疎通、連絡・報告体制は適切か ・発注者の要望に合わせたシステム構築体制であるか 	10
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、または類似業務の導入実績は十分か 	10
	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件等一覧の条件を満たしているか 	20
	操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や施設管理者にとって、見やすくわかりやすいインターフェースであるか 	10
	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのセキュリティ対策について、具体的な脅威・対策が示されているか ・緊急事態発生時の対応方針、初動対応、連絡体制は十分か ・システム内での個人情報の管理方法、安全性確保の手段が記載されているか 	10
	サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築に係るサポート方針、研修やマニュアルの提供が具体的かつ適切か ・オンライン決済導入に関するサポートは十分か ・システム導入後の保守・運用サポートの内容（料金及び減免規定の改定、予約方法見直し等、システム更新時の対応など）は充実しているか 	10
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー、スケジュールは妥当か 	10
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務及び業務外全般における提案等（自由提案） 	5
	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築に係る費用及びシステムのランニング費用 	10
ヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリング能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する取組意欲、会社の強み等 ・コミュニケーション能力 ・説明力 	5
合計		100	

※詳細な審査基準は公表しない。

(3) その他

- ①委員会の委員に対し自己の有利となるような働きかけを行うことを禁ずる。
- ②参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式第9号】を直接持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、又は宅配便で提出すること
- ③提案書の見やすさ及び分かりやすさ等の配慮は、評価の対象となる。

12 審査結果の通知

審査結果の通知は、ヒアリングを行った提案者に対し次のとおりとする。

(1) 方法

プロポーザル提案書審査結果通知書により、郵送にて通知する。

(2) 発送日

令和8年6月12日(金)

(3) その他

審査結果及び選定結果に係る異議申立ては、一切受け付けしない。

13 契約手続

本プロポーザルは、本業務の適正な最終被選定者及び次点被選定者を決定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

①最終被選定者は、市と仕様書及び最終被選定者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様を定めるものとする。

②最終被選定者との協議が整わなかった場合や最終被選定者が契約を辞退した場合は、次点被選定者であった者と協議を行うものとする。

③上記②となった場合は、最終被選定者を次点被選定者と読み替える。

(2) 契約手続

市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、最終被選定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は、上記(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

(4) 契約日

令和8年6月下旬を予定

14 失格または無効

次のいずれかに該当する場合は失格又は無効とする。この失格又は無効となった場合において、市は一切の責めを負わないものとする。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 受付期間又は提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(3) 提案書が実施要領等において指定した方法以外の方法で提出された場合

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 参考見積額及び見積額が実施要領等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合

(6) 見積額が、提出した参考見積額を超えた場合

(7) 提案者がヒアリングに参加しなかった場合

(8) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合

(9) 市職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合

- (10) 選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合
- (11) その他募集要項等に定める条件に違反したと認められる場合
- (12) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格又は無効であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する費用及び契約に必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出する書類の作成方法は、「伊豆の国市公共施設予約システム構築業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従うこと。
- (3) 別紙仕様書の委託する業務内容は、現時点の予定であり、今後、最終被選定者との協議により変更の可能性がある。
- (4) 本業務に係る情報公開請求があった場合には、伊豆の国市情報公開条例（平成17年4月1日条例第8号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 本公募プロポーザルに際して知り得た情報については、提出書類の作成以外の目的で使用してはならず、また、第三者に対して漏らしてはならない。
- (6) 伊豆の国市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。